

無料相談

■市民総合相談課（市役所本庁舎2階）【予約不要】

《暮らし110番相談 28番窓口》

内 容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）

と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内 容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）

と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン
☎ 188（局番なし）をご利用ください。

下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課
（市役所本庁舎2階）☎ 0857-30-8181 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回

内 容：法律全般（弁護士対応）

と き：7/7（火）・14（火）・21（火）・28（火）
13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

と ころ：本庁舎2階 28番窓口

予 約：6/25（木）8:30～
（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内 容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）

と き：7/8（水）13:00～15:30（定員5人）

と ころ：本庁舎2階 28番窓口

予 約：7/1（水）17:15まで
（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内 容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）

と き：7/16（木）13:00～15:45（定員3人）

と ころ：本庁舎2階 28番窓口

予 約：7/9（木）17:15まで
（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。

と き：7月15日（水）13:30～15:00 ※要予約

と ころ：県庁 会議室（東町一丁目）

☎ 県消費生活センター
（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）

☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

人権・生活相談（無料）

と き：6月9日（火）・23日（火）15:00～17:00、
20日（土）10:00～12:00

と ころ：人権交流プラザ（幸町151）

内 容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー対応）

定 員：各回2人

※電話による相談に変更になる可能性があります。

☎ 中央人権福祉センター

☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が対応しています。

行政への困りごと相談（無料）

内 容：国などの仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）

と き：6/10（水）・16（火）・23（火）・7/2（木）
13:30～15:00

と ころ：6/10＝輝なんせ鳥取、6/16＝さざんか会館、
6/23＝トスク本店インフォメーションルーム、
7/2＝麒麟 Square（鳥取市民交流センター）
情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

特設人権相談

と き：6月11日（木）13:00～16:00

と ころ：さざんか会館（富安二丁目）

内 容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、
人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に
応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

連合・全国一斉なんでも労働相談ダイヤル 女性のための労働相談ホットライン

と き：6月15・16日（月・火）10:00～19:00

内 容：働くみなさんのトラブルや心配事の解決に向け、
相談員が秘密厳守でおこたえます。

フリーダイヤル 0120-154-052

※携帯電話からもOK、男性からの相談もOK

※相談日以外でもフリーダイヤルで相談を受け付けています。

☎ 連合鳥取（鳥取県労働会館内） ☎ 0857-26-6605

とっとり市報6月号に掲載している記事は、4月15日時点で確認した内容です。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、変更となる場合がありますのでご注意ください。最新の情報は、各問合せ先でご確認ください。

女性の権利110番（弁護士相談・無料）

と き：6月23日（火）10:00～16:00

内 容：DVや離婚、マタハラ・セクハラ、子どもに関する問題など、女性に関する法律問題全般に関し、鳥取県内の弁護士による無料電話相談

☎ 0859-38-1711 ※通話料金がかかります。

☎ 鳥取県弁護士会 ☎ 0857-22-3912

行政書士無料相談

内 容：相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可等の手続き、中小企業支援に関する各種給付申請手続きについての相談など（行政書士対応）

※当面の間、相談希望の人は、個別対応とさせていただきますので、事務局までお問い合わせください。

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

ポリテクセンター鳥取 受講生募集（8月入所生）

☎ ポリテクセンター鳥取（若葉台南七丁目）
☎ 0857-52-8802

☎ <http://www3.jeed.or.jp/tottori/poly/>

【住宅リフォーム技術科（導入訓練コース）】

募集期間 6月9日（火）～7月6日（月）

訓練期間 8月5日（水）～令和3年2月26日（金）
（7カ月）

受講料 無料
※テキスト代（約1万円）は自己負担

応募方法 ハローワークの窓口でキャリア形成相談の予約をしてください。

キャリア形成相談日 7月13日（月）

※入所1カ月後、一般コース（定員18人）と合流します。

ガード博士からの
ワンポイント！

身に覚えのない
荷物の受け取りに
注意するのじゃよ！



ガード博士

また、海外から届いた商品の場合は、安易に返送しないようにしましょう。

それでも心当たりのない場合は、荷物が未開封であれば、受取拒否が可能かどうか、配送業者に相談してください。事例のように開封してしまっても、一方的に送りつけられた商品であれば、売買契約は成立していないため、代金を支払う必要はありませんが、念のため、商品は保管しておきましょう。後日請求される可能性があるため、クレジットカードなどの利用明細をチェックしましょう。

市・県民税の 納期と納付方法



☎ 本庁舎市民税課

☎ 0857-30-8147 ☎ 0857-20-3921

☎ 各総合支所市民福祉課（☎14ページ）

【給与所得にかかる特別徴収（引き去り）】

給与所得者が対象で、会社などの事業所が、6月～翌年5月までの毎月の給料から引き去り、市町村へ納めます。給与以外の所得がある場合は、それらの所得について普通徴収を選択することもできます。

【公的年金にかかる特別徴収】

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者のうち、市・県民税の納税義務のある人が対象です。公的年金の支払者が年金から引き去り、市町村へ納めます。

月	仮徴収額 (4・6・8月分)	本徴収額 (10・12・2月)
算出方法	(前年度の年税額×1/2)÷3	(年税額-仮徴収額)÷3

【普通徴収】

上記の特別徴収以外の方が対象で、本市が発送する納税通知書に同封の納付書などで納めていただきます。納税通知書は6月15日（月）に発送予定です。

納期	納期限	納期	納期限
全期・1期	6月30日（火）	3期	11月2日（月）
2期	8月31日（月）	4期	2月1日（月）

■所得税の申告期限延長に伴う市・県民税の税額計算について

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の申告期限が延長されたことに伴い、税務署から所定の日までに申告書情報が届いていない場合は、その情報は当初の市・県民税の税額計算へ反映できていません。情報が届き次第、順次、申告内容を反映し再計算しますので、給与所得にかかる特別徴収は、8月分給与引き去り以降に、普通徴収は、第2期以降に税額変更となります。

No.087

ガード博士とメール助手の 消費者トラブル講座

☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-38863

海外から
身に覚えのない荷物が届いた！



メール助手

海外から送り主不明の荷物がポストに投函されていた。開封するとキーホルダーが入っていた。注文した覚えはない。送付状や請求書は入っていない。どうしたらよいか。

「アドバイザー」

海外から、身に覚えのない衣類や雑貨などが入った荷物が届いたという相談が寄せられています。

まずは、自分や家族が注文した商品や懸賞品、知人からのプレゼントではないか、また、以前ネット通販で注文して、届いていない商品ではないか確認しましょう。